株式会社古瀬組より感染症対策についてのご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、新型コロナウイルス「COVID-19」（以下、「新型コロナウイルス」）の国内における感染拡大の抑止と、お客様、発注者様、協力会社様（以下、「関係者」）、並びに従業員とその家族（以下、「従業員等」）の安全確保の観点から、以下の感染予防策、就業・出張の取扱および従業員罹患（りかん）時等の対応を実施しておりますのでご案内差し上げます。

１．古瀬組　対応方針

(1) 関係者の安全を最優先に感染拡大防止に努め、政府の方針や行動計画に基づき対応方針を決定すると共に、適切な事業継続を図って参ります。

(2) 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、保健所及び各行政機関の指導や要請に従い、一定期間、事業運営規模の縮小または事業休止となる可能性がございます。

(3) 行政機関より外出自粛要請（弊社営業日において）または都市封鎖（ロックダウン）等の指示・要請があった場合、業務を一時停止させていただく可能性がございます。

    万が一、有事に至った場合は、必要に応じてご連絡をさせて頂きますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

２．感染予防策、就業・出張に関する取扱

(1) 関係者に対する、来訪時における手指のアルコール消毒、マスク着用依頼

(2) 関係者、従業員を問わず打ち合わせ時におけるマスクの着用依頼

(3) マスク着用の他、手指のアルコール消毒、手洗い・うがいの励行。ドアノブ等共用部の消毒処置等。

(4) 従業員等の国内・海外出張を原則禁止、各種会議の自粛、ＷＥＢ会議の推奨

(5) 従業員等の、業務に関係する懇親会、イベントの中止／出席自粛、不要不急の海外渡航自粛

(6)従業員等のプライベートを含む全活動における、感染防止に向けた十分な対応の徹底

３．従業員罹患（りかん）時等の対応

(1) 従業員または同居家族が罹患した場合：従業員の出社停止（保健所等の判断による）

(2) 濃厚接触者となった場合：２週間を目途とする自宅待機

※厚労省による濃厚接触者の定義

「濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、➀距離の近さと➁時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として２メートル）で一定時間（目安として3分）以上接触があった場合には濃厚接触者と考えられます。」

今後も弊社は、感染拡大の抑止と、関係者並びに従業員等の安全確保を最優先に、政府や地方自治体の方針も踏まえながら、対応を検討・実施してまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和２年３月２１日

京都市下京区東洞院通七条上ル飴屋町252番地の3

株式会社　古瀬組